

日退教 事務局だより

日本退職教職員協議会

発行責任者 竹田邦明

17-6

2017年8月1日

【目次】

- 1 「九州北部豪雨」、会員も犠牲に
- 2 日退教 第2回「福島のを学ぶ旅」【予告】
- 3 8月1日から社会保障負担増

1 「九州北部豪雨」、お悔やみとお見舞いを申し上げます

被災者支援カンパは「日退教闘争カンパ」にその気持ちを

さる7月11日から14日にかけて、熊本県の熊本地方と阿蘇地方、大分県西部で猛烈な雨が続き、13日には佐賀県と福岡県を中心に、14日には福岡県と大分県を中心に大雨となり、大規模な災害が発生しました。熊本、福岡、大分の3県で死者計30人、行方不明者2人と発表されています。心からお悔やみ申し上げます。

家屋全壊は熊本、福岡県、大分県で合わせて363棟。半壊は1,500棟。(大分県では7月1日から発生した大雨による被害と区別できないため、7月中の被害の数が含まれる)

被災状況詳細がすべて把握できたわけではありませんが、日退教事務局から各単会に問い合わせたところでは、福岡県退教会員の方が1名犠牲となり、7会員世帯10人の方々が被災されたとのこと。お悔やみとお見舞いを申し上げます。

この被災に対し、各単会のみなさまから日退教カンパの問い合わせがありましたが、現地関係退教とも相談のうえ、「個別カンパとしてはとりくまず、現在日退教で各単会に要請している、『日退教闘争カンパ』にその意志を含む」扱いとさせていただくこととしました。各単会におかれましてはご配慮いただけますようお願いいたします。なお、日退教事務局からは8月1日付けで「お見舞い」を福岡県退教に送らせていただきました。

日退教事務局夏季閉鎖

8月10日(木)～20日(日) 事務局を閉鎖します。

緊急時連絡先 事務局長 竹田邦明携帯

2 日退教 第2回「福島の今を学ぶ旅」(予告)

東日本大震災・福島第一原発事故から6年半が過ぎました。政府はさる3月31日に、福島県浪江町・飯館村・川俣町、そして4月1日に富岡町で東京電力福島第1原発事故に伴う避難指示を解除しました。「帰還困難区域を除き、今春までに解除する」との政府目標は達成された形ですが、住民の方々は帰還した方、できない方、事情は複雑です。帰還しても従前の生活に戻れているわけではありません。

日退教は昨年11月、日退教福島スタディーツアー「福島原発事故から5年半 福島は今」を実施しましたが、今年度も「福島は今を学ぶ旅」を実施します。現段階は具体的内容を企画中ですの
で、固まり次第参加要請发文いたします。

- 1 日 時 2017年11月19日(日)～20日(月)
- 2 会場・宿泊 福島県飯坂温泉 公立学校共済組合飯坂保養所 あづま荘
- 3 行程(予定) 11月19日(日) (あづま荘・学習会会場)
14:00～17:00 講演・学習会
18:00 交流懇親会
宿泊
20日(月)
8:30～ あづま荘発 バスにて被災地の現況をみる
飯館村にて長谷川健一さん【飯館村酪農家】
のお話(予定)
16:30 福島駅(予定)着 解散
- 4 募集人員 35名
- 5 費用 2万円【昨年はあづま荘がリニューアル記念価格で低い費用で
できましたが、今回は一般価格となります。実施後清算します。】
1泊3食(交流懇親会・視察時昼食弁当含む)、バス代等全て含む。

3 8月1日からの医療・介護の負担増・給付抑制

8月1日から社会保障の負担・給付の仕組みが変わります。「高齢者にも制度の支え手として、世代間の公平あるいは負担能力に応じた負担の観点から、一定の負担をいただくため見直しを」。塩崎厚生労働相は今年の通常国会で、こうした考えを繰り返し述べました。

私たちは退職者連合に結集して、この給付抑制・負担増に反対してきましたが、現政権の数の力で押し切られてしまったものです。

8月からの医療・介護の負担上限額見直し

高額療養費(70歳以上)	年収	外来(個人)		入院+外来(世帯)	
		現行	8月～	現行	8月～
	370万円以上	4万4400円	5万7600円	8万100円	据え置き
	370万円未満	1万2000円	1万4000円※	4万4400円	5万7600円
	住民税非課税	8000円	据え置き	1万5000～ 2万4600円	据え置き

高額介護サービス費	年収	現行	8月～
	現役並み所得	4万4400円	据え置き
	383万円未満、 単身で住民税 課税①	3万7200円	4万4400円②
	住民税非課税 生活保護など	2万4600円 1万5000円	据え置き

※ただし、年上限は
14万4000円にとどめる

①…2人以上の世帯は520万円
未満
②…一部世帯は年上限を44万
6400円にとどめる(3年間)

【表は毎日新聞紙面から】

「一定の所得がある高齢者は、医療と介護サービスの自己負担額の上限がともに引き上げられる」

医療は70歳以上が対象。一般的な所得がある世帯の人は、外来医療費の負担上限が月2千円アップして1万4千円に。ただし年間の上限額も設けて、今の月額上限12カ月分の14万4千円とし、長期通院する人の負担は増えないようにされています。

介護も一般的な所得の世帯で上がり、負担上限が月7200円増えて4万4400円になります。サービス利用料の自己負担割合が全員1割の世帯は、3年間だけ今の月額上限12カ月分(44万6400円)の年間上限額を設けられます。

また、40～64歳が負担する介護保険料(第2号)については、大企業の社員や公務員など「支払い能力のある人」により多く納めてもらう仕組みが導入されます。現職共済組合員は保険料が増額します。

「年金では国民年金を受給するのに必要な加入期間が25年から10年に」

会員のみなさま自身で該当される方はレアケースかと思われそうですが、ご家族の方に該当される方がおられることが考えられます。なお、この受給には申請が必要です。

この間の経過、具体的変更点の詳細は日退教事務局だより(16-6号 2017年2月8日付け、16-8号 2017年3月10日付け)をご覧ください。日退教ホームページからダウンロードできます。